

会議等結果報告書

会議区分	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">会 議</div> ・打合せ ・協 議	文書番号	上富総務第 3481 号
		決裁期日	平成 29 年 6 月 9 日
名 称	第 2 回特別職報酬等審議会		
日 時	平成 29 年 6 月 1 日(木) 13 時 30 分～16 時 00 分		
場 所	役場庁舎 3 階審議室		
出席者	宮下総務課長、床鍋主幹、上嶋主査 島瀬会長ほか委員 7 名(欠席：瀬川委員、野口委員)		
内 容	<p> ■町長あいさつ(略) ■議案(要点抜粋) 1 特別職・議員職の報酬等に係る審議について 宮下課長：<前回審議結果内容を資料説明> 略 島瀬会長：今審議会は、前回決められた内容でそのまま答申するか、初めて出席された委員もいますので、改めて検討するかとなりますが、私個人としては、前回の会議を振り返り、議長のみが月額を引き下げることには抵抗感を感じているところではありますが、委員の皆さまはどうでしょうか。 異 委員：会長の言葉は理解できますが、議員から見て議長の報酬が他の町村などと比較して高いというような判断で前回は決められたものと思います。 富田委員：前回私は出席できなかったのですが、会議録や資料等を拝見して、他の職は据え置き又は増額の中で、なぜ議長だけが減額になったのか引っかけました。何か落ち度や瑕疵があったという捉え方もされますし、決して議長の報酬が群を抜いて高いわけではないので、据え置きでもよいのではないかと思います。 谷本委員：私も同感で、不祥事等が起きたわけではないので、据え置きで良いのではないかと思います。 佐川委員：据え置きの意見に対して気持ちは十分にわかりますが、この審議会は、特別職の報酬等がどのような基準で作られ、どのような根拠で答えを出すべきかであると思います。 江島委員：これまで年間総額で議論しているので、期末手当の支給月数の上げ下げによって減額分を調整することはできるのですか。 </p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">次のページ</div> </div>		

内 容

佐川委員:議員の報酬を減額しないで、支給月数を4.3とすると管内ではどのくらいになりますか。

宮下課長:管内との比較での順位はさほど変わりません。

巽 委員:今までのバランスが悪かっただけであって、年間総額では決して減っているわけではないし、この審議会は管内の平均値から議論を進めているので、このままが良いかと思いますが。

藤田委員:私もこれまで、この審議会に何度か出席していますが、改正の状況として議員の報酬は平成15年から変わっておらず、以降、経済情勢も変わっていますし、今後も変わる可能性もありますので、バランスだけでない検討も必要かと思えます。

富田委員:いきなり減額するのではなく、今後も含めて議員と議長の比率を徐々に近づけていけば良いのだと思えます。

宮下課長:<過去の改定履歴について資料説明>

田中委員:平成13年以降は、町の行財政改革で職員の給料まで見直した経緯があり、これは、やむを得なかったと思えます。

谷本委員:この行財政改革を行っているときに、職員も議員もやむを得ず減額したのです。

島瀬会長:前回までの審議経過を踏まえ、今回増額による議決を得られた場合は、これから何年も上がることはなと思われれます。ということから今回は適した報酬額をみなさんで判断して答申することも必要と考えています。

佐川委員:マイナスとなると何か瑕疵があったんじゃないかと客観的に捉えらえることも確かです。ただ、年間の総額を基準として線を引くことは良いことだと思います。

富田委員:議長と議員の間差は管内で見ると約1.5倍が平均となっていますが、本町は突出しているから、将来的にこの1.5倍に近づけようという考えや文言を付しても良いのではないのでしょうか。また、今回のように、増額とする職もある中において、議長だけが減額というのは、問題があるのではないかと思います。

宮下課長:職員の場合は、期末手当と勤勉手当で構成されますが、特別職や議員の場合、勤務評定をする仕組みではないので、職責や一定額の活動費を保障するために月額報酬のほか一時金を支払うことになるので、支給月数は一律が望ましいです。

江島委員:期末手当は当初4.3とする方向でしたが、減額を解消する意味で手当の支給月数を調整する方法はできるのでしょうか。

富田委員:前回決定した4.3月はどのからでているのですか。

島瀬会長:他町村の例にならっています。

佐川委員:前回決定した額から比較して、おおむね支給月数を4.0にすると年間総額では下がらないわけです。

巽 委員:年間総額をベースにして、期末手当を4.0とし、月額報酬で調整する形で逆算してみたらどうでしょう。管内平均は維持できますので。

<中略>

次のページ

内 容

島瀬会長:事務局が追加資料を作成する間、教育長の給与について、前回は1万円を増額する形で仮決定しましたが、今一度再考してみてもと思うのですが。前回は1万円引き上げとなりましたが、教育委員長と教育委員の報酬の差額は1万5千円ほどあるので、もう少しはと思っています。

佐川委員:仕事量が増えたのは皆さんわかっていると思いますが、その職務内容が大変だということは審議会で決めることではない気もしますが。

巽 委員:責任が増えるということは、報酬は当然上げなければならないですよ。

佐川委員:他の市町村では教育長の給与は増えているのですか。

宮下課長:額は別として、増額したところはあります。

島瀬会長:それでは、後で教育長の部分は協議します。

<追加資料提示後>

宮下課長:<追加資料の説明>

すべての職で期末手当の支給月数を4.0とした場合

議長は、減額を解消し、総額で約12万円増

副議長は、4千円増、総額で約17万円増

常任委員長は、4千円増、総額で約15万円増

議員は、9千円増、総額で約23万円増

町長は、3万円増、総額で約84万円増

副町長は、1万2千円増、総額で約49万円増

教育長は、2万1千円増、総額で約61万円増

佐川委員:前回は、すべて期末手当を4.3として管内平平均値を参考にして決めましたが、支給月数を下げることで、月額が上がり、議長も減額とまでしなくてもバランスがとれるということですね。

島瀬会長:前回では、上がる職もあれば、据え置き職もありバランスがとれていませんでしたが、支給月数を下げることで、他の職も少しながらでも上がることとなります。前段での検討を踏まえ、このような形でまとめましたが、ご理解いただけただいしょうか。

巽 委員:(議長の月額が上がらないことは)議長と議員の比を1.5倍の前提としているので、それは崩せないですし、あとは諮問による教育長としての職務の量の部分をどのように捉えるかですよ。

富田委員:教育長の仕事というのはどれほど増えたのでしょうか。

宮下課長:教育委員長がこれまでしていた職務が、そのまま増える形となります。

さきほど説明した教育長と副町長の増加分の差が今回の増えた分と解釈するところです。

田中委員:これ以上上げてしまうと副町長とのバランスが悪くなるので良いかと思います。

谷本委員:それぞれの職務の内容も違いますので、バランスはとれているかと思います。

島瀬会長:それでは、この内容とすることで決してよろしいでしょうか。

(全委員):異議なし

島瀬会長:それでは、この内容に基づいて答申案を作成することにします。

<答申案の議論省略>

次のページ

島瀬会長:答申の文書内容については、事前に私と会長代理、事務局で整理させていただき、次回の審議会で決めていきたいと思います。また、最終的な確認になりますが、先ほど議論し、説明した内容となりますが、よろしいでしょうか。

(全委員):異議なし

島瀬会長:それでは、今日の結果を答申書案にまとめ、次回最後の審議会としてお諮りしていきます。

なお、次回は、6月12日から16日の間とし、最終である答申を行っていきたいと思うところです。本日は、長時間大変お疲れさまでした。

以上

■次回(最終)審議会開催日 6月16日(金)16:00から